

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
2024 年 6 月 19 日	
鳥取県知事 様	
提出者	
住 所 鳥取県米子市新開5丁目1番13号	
氏 名 大和ハウス工業株式会社 岡山支店 山陰営業所	
支店長 出宮 直世志	
電話番号 0859-34-6521	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	大和ハウス工業株式会社 岡山支店 山陰営業所
事業場の所在地	鳥取県米子市新開5丁目1番13号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
1 事業の種類	総合建設業
2 事業の規模	昨年度の元請完成工事高 解体工事請負工事高 372,020 万円 1,250 万円 (岡山支店山陰営業所(山陰営業所、鳥取・島根出張所 3拠点の合計))
3 従業員数	97 人 (岡山支店山陰営業所(山陰営業所、鳥取・島根出張所 3拠点の合計))

④産業廃棄物の一連の処理の工程	廃プラ類・紙くず・木くず・繊維くず ・中間処理業者に委託 → 燃料として再資源化 ・再生できないものは最終処分委託 → 埋立 金属くず ・中間処理業者に委託 → 鋼材として再資源化 石膏ボード ・中間処理業者に委託 → 石膏原材料として再資源化 がれき類 ・中間処理業者に委託 → 再生骨材として再資源化
-----------------	---

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図) 本社安全部

東日本地区

中日本地区

西日本地区

中国エリア

四国エリア

九州エリア

岡山支店総括環境管理 支店長

環境管理責任者 管理部部長

住宅・集合住宅工事部 工事課長

工事課員

下請業者

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

1 現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ（石綿含有除く）	その他別紙の通り
	排出 量	24.7 t	1216.7 t
	（これまでに実施した取組） ・住宅系新築工事における当社商品の工業化 梱包材を簡素化し現場搬入し、梱包材再利用 ・建築系新築工事における一部工業化 外壁のパネル化、コンポ材の簡素化・再利用		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ（石綿含有除く）	その他別紙の通り

		排出 量	10 t	595 t
		(今後実施する予定の取組) ・ダンボール、金属くずは有価物として再利用業者へ無償譲渡する。可能な限り優良認定業者や再生利用業者へ処理委託を行う。細かく分別を行い、最終埋立処分の低減を図る。		
産業廃棄物の分別に関する事項				
	①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・すべての産業廃棄物を 7 品目以上に分別してる。		
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状の分別を継続し精度向上を図る。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		

		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取組)		
	②計画	【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t
		(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t		t
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類			
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t		t

		(今後実施する予定の取組)	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2023 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ（石綿含有除く）	その他別紙の通り
	全処理委託量	24.72 t	1216.7 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	8.48 t	96.22 t
	再生利用業者への 処理委託量	7.56 t	1191.44 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	16.52 t	0.36 t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	0.1 t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従い、産業廃棄物を処理委託できる業者と書面にて基本契約を締結し、処理系統の正しい管理、マニフェスト発行など当社システムによる管理を実施。優良認定業者や再生利用業者への処理委託を行い、可能な限り細かく分別し最終埋立処分量の低減を図る。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	廃プラ（石綿含有除く）	その他別紙の通り
	全処理委託量	10 t	595 t
	優良認定処理業者への処理委託量	10 t	165 t

		再生利用業者への 処理委託 量	10 t	595 t
		認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	0 t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) ・ 委託基準管理事項の継続 ・ 優良認定処理業者への処理委託し再資源化率の向上を図る ・ 処理委託業者施設の定期現地確認を行い適切な管理を行う		
※事務処理欄				

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

